

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：34601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730048

研究課題名(和文) 東アジアにおける国際私法の新たな展開と調和の可能性に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Private International Law in East Asia: Recent Developments and Possibility of Harmonization

研究代表者

黄 ジンテイ (HUANG, RENTING)

帝塚山大学・法学部・准教授

研究者番号：50372636

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、近年相次いで国際私法の改正が行われた東アジア地域を対象に、比較法の方法によりそれぞれの国際私法の特徴を解明したうえで、これら国際私法上の共通点と相違点を分析し、同地域における国際私法調和の可能性を探求し、調和のための具体案を提案するものである。

研究成果として、比較法的研究の前提として中国国際私法の概説と、総則、物権、親族部分の解説を行った。さらに、親族法分野に関して、日中韓の国際私法の比較を行い、法選択規則に大きな差異が見られる現状を踏まえて、実体法と国際民事訴訟法なども勘案して調和の可能性を検討し、離婚管轄の平準化と相互の保証の緩和など調和のための具体案を提案した。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to reveal by means of comparative law analysis the similarities and differences in the Private International Laws among East Asia countries where dramatic changes in the legislation have occurred in recent years. Also the research project proposes to explore the possibility of harmonization in the law.

As the results of the research, a survey on the Private International Law of China and commentaries on its general provisions, property and family law have been made. Nonetheless, the possibility of harmonization in dealing with international family matters has been discussed after a comparative law analysis on rules of choice of law, substantive law and International Procedure Law among Japan, China and Korea, where a specific plan including the equalization of divorce jurisdiction and the relaxation of reciprocity requirement is proposed.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際私法 国際民事訴訟法 東アジア 調和 中国法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 近代の国際私法は、最密接関係地法の原則に基づき、判決の国際的調和を目標にしている。この目標の達成には、国内法である各国の国際私法を研究し、具体的な法選択規則を統一することが必要である。ハーグ国際私法条約やEUにおける国際私法の統一作業がその良い例である。

しかし、日本にとって東アジアは、経済的交流・人的交流とも最も重要な地域であるにもかかわらず、この地域に属する中国、韓国などの国際私法に対する従来の研究は、単に比較国際私法研究上の一つの外国法として捉えるのみであり、「東アジア」の国際私法を統一した概念として捉え、国際私法の調和を含めた総合的な視点に基づく研究は未だ見られない。

(2) また、東アジアにおける国際私法は、近年大きな変容を遂げている。2001年の韓国国際私法改正を皮切りに、日本における平成18年(2006年)の法の適用に関する通則法の成立が続き、さらに2010年には台湾と中国の国際私法がそれぞれ改正された。これにより東アジアにおける国際私法の現代化作業が一段落したとみることができる。これは、各国の国際私法がようやく同じスタートラインに就いたことを意味すると同時に、「東アジア」の国際私法を研究する時機が熟したことを意味する。

以上から、東アジアにおける国際私法の改正を考察し、共通点と相違点およびその背景を分析したうえ、地域的な国際私法調和の可能性を探求するという着想に至った。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、近年相次いで国際私法の改正が行われた東アジア地域を対象に、国際私法の基本的な制度ないし法政策に基礎を置く比較法の方法によりそれぞれの特徴を解明する。

日本と韓国の国際私法改正において、常居

所概念の導入、両性平等の実現、段階的連結など連結方法の多様化、子の福祉の保護、消費者契約と労働契約における弱者保護的な規定の導入など、全体的な方向性において共通するものがみられる。

これに対して、中国の国際私法改正は、両性平等の実現、子の福祉の保護、連結方法の多様化など、日韓の国際私法と共通するところがある一方、条文上多くの相違点も見られる。たとえば、人の能力・身分に適用する属人法として本国法よりも常居所地法を適用するとし、常居所を非常に重要な連結点と位置づけている一方、反致を全面的排除する明文規定を設けている。また、日韓の国際私法よりも広く当事者自治を認めている点も、重要な相違点であるといえる。

(2) 本研究は、これら国際私法上の共通点と相違点を分析し、その背景についても、ハーグ国際私法条約、世界の他の地域における国際私法の発展に目配りをしながら考察する。これによって、東アジアにおける国際私法発展の方向を明らかにし、同地域における国際私法調和の可能性を探求し、調和のための具体案を提案することを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 国内研究協力者と海外研究協力者の協力の下、本研究の各比較研究の対象である日本、韓国、中国などの国際私法について、それぞれ立法資料、先行研究、判例学説などの文献調査を行った。また、韓国国際私法については、文献調査以外に、海外の研究者から専門的知識の提供を受けた。さらに、先行研究の少ない中国国際私法については、文献調査を行ったとともに、立法経緯、条文の解釈と運用、学説と実務にもたらす影響などについて、現地の学者、裁判官、弁護士などを対象に聞き取り調査を行った。

(2) これらの調査結果を分析し、東アジア地域の各国際私法を正確に比較研究するために、まず中国国際私法の内容を理解しその

趣旨を明らかにすることが先決であると考えたため、同法の紹介と解説を試み、これらを本研究の段階的な成果としてまとめた。そのうえ、特に法選択規則の差異が大きいと見られる親族法分野を中心に、日中韓の国際私法を比較し、その結果を踏まえて、実質法、国際民事訴訟法などをも考慮に入れて、国際的私法生活関係の調和の可能性を分析した。

#### 4. 研究成果

(1) 中国の改正国際私法の要点を解説し、同法の全体像の把握と、その根本的な特徴の解明を試みた研究成果は、「中国の新しい国際私法について」(後掲〔雑誌論文〕)としてまとめ、公表した。

同論文では、同法を訳出し、その構成を紹介し各部分の改正要点を解説したうえ、連結方法の多様化、当事者自治の拡大、弱者保護の実現、法的安定性の重視を同法の特徴であると指摘した。さらに、属人法として比較法的にも珍しい常居所地法主義を採用した趣旨を検討し、本国法主義と反致を採用する日本法との間に国際的調和が実現できる点を指摘した。

(2) 親族法は、国際私法において法の統一ないし調和が特に困難な分野である。「中国国際親族法に関する一考察」(後掲〔雑誌論文〕)では、中国国際私法に関して、常居所地法の決定、本国法の決定と反致の否定など親族法全体の適用に関わる総論的な規定を考察したうえ、親族法の各規定について、その適用範囲(法性決定)と準拠法の決定を中心に逐条に分析した。また、婚姻の成立と協議離婚について、中国法が柔軟な準拠法決定を内容とする法選択規則を設けたにもかかわらず、これらの規定は中国の民事婚の方式ないし協議離婚の方式を履践した婚姻と離婚には適用されず、その適用範囲が非常に限定的であることを指摘した。

(3) 中国国際私法物権部分は、動産物権について当事者自治を認める規定を設けるな

ど、比較法的にみて特異な内容となっており、日韓の国際私法と比較するために、これら中国法の規定を理解することが不可欠である。検討の結果、動産物権について当事者自治を認める中国法の規定は、物権の効力を含まず、法律行為による物権の変動のみを対象とするものと解すべきことを指摘し、このほか有価証券に関する特則、権利質に関する特則なども逐条解説し、これらの研究成果は、「中国国際私法物権部分の解説」(後掲〔雑誌論文〕)としてまとめ、公表した。

(4) 中国国際私法の総則部分には、当事者自治、絶対的強行規定、法性決定、外国法の調査など、国際私法全体の適用を通じて重要な規定が多く、これらの規定を逐条に解説した研究成果として、「中国国際私法総則部分の解説」(後掲〔雑誌論文〕)をまとめた。

(5) 以上の研究を通じて、日韓の国際私法と比較し、中国法は親族法において特に異なる規定を多く有することが明らかになったため、この分野に焦点を当て、調和の可能性を検討した。その結果、属人法として常居所地法主義を採用する中国法は、法選択規則という点において日韓との調和が困難であるが、実体法と国際民事訴訟法なども勘案すれば、婚姻の成立と協議離婚に関しては国際的な私法生活関係の調和は実現していると結論付けた。これに対して、裁判離婚については、外国離婚判決の承認を通じて調和を実現するには管轄ルールの平準化と相互の保証要件の緩和が必要であることを指摘した。さらに、子奪取に関しては、日韓がハーグ子奪取条約を批准したことを受け、中国も批准の是非を検討すべきと指摘し、その前提として現行法および実務を考察し条約との親和性を明らかにした。これらの研究成果は、“Recent Developments in the Area of International Family Law in East Asia”(後掲〔学会発表〕)と題した学会報告におい

て発表した。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

黄ジンテイ、中国国際私法総則部分の解説、帝塚山法学、査読無、26号、2014年、校正中

黄ジンテイ、中国国際私法物権部分の解説、帝塚山法学、査読無、25号、2013年、1～26

黄ジンテイ、中国国際親族法に関する一考察、帝塚山法学、査読無、24号、2013年、1～36

黄ジンテイ、相続分(東京地裁平成22年11月29日判決)、国際私法判例百選(第2版)、査読無、2012年、158-159

黄ジンテイ、中国の新しい国際私法について、帝塚山法学、査読無、22号、2011年、61-95

〔学会発表〕(計 1 件)

黄ジンテイ、Recent Developments in the Area of International Family Law in East Asia: Focus on International Divorce and Child Abduction、国際法学会2013年度研究大会、2013年10月12日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者  
黄ジンテイ (HUANG, Renting)

研究者番号：50372636

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：